



2019年4月18日

各 位

会社名 株式会社ランド
 代表者の 代表取締役社長 松谷昌樹
 役職氏名 (コード番号 8918 東証第一部)
 問合せ先 常務取締役管理部長 佐瀬雅昭
 電話番号 045-345-7778 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年5月30日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) A種種類株式の全部を消却したことに伴い、当該種類株式の発行可能株式総数に関する規定を削除するとともに、普通株式の発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) A種種類株式の全部を消却したことに伴い、当該種類株式や種類株主総会に関する規定を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式の種類および総数） <u>当社の発行可能株式の種類は、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない普通株式と次条に定める内容の種類株式（以下、「A種種類株式」という。）の二種類とする。</u> 2. 当社の発行可能株式の総数は、1,483,896,000株とし、このうち、当社の各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。 普通株式 1,481,146,000株 A種種類株式 2,750,000株	第6条（発行可能株式の総数） <削除> 当社の発行可能株式の総数は、1,483,896,000株とする。
第6条の2（A種種類株式） <u>当社の発行するA種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) 無配当 <u>当社は、A種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登</u>	<削除>

<p><u>録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする 剰余金の配当を行わない。</u></p> <p>(2) 無議決権 <u>A種類株主は、株主総会において議決権を 行使することができる事項はない。</u></p> <p>(3) 取得請求権 <u>A種類株主は、いつでも法令に従い、当会 社に対して、A種類株式1個あたり普通株式 100個の交付と引換えに、その有するA種類 株式の全部または一部を取得することを請求 することができる。</u></p> <p>(4) 種類株主総会の決議 <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる 行為をする場合において、法令に別段の定め がある場合を除くほか、A種類株主を構成 員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>(5) 併合または分割、無償割当等</p> <p>① <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を 除き、A種類株式を併合または分割しない。</u></p> <p>② <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を 除き、A種類株主に対して、会社法第202条 第1項に定める募集株式の割当てを受ける権 利、および会社法第241条第1項に定める募集 新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、 また、株式無償割当ておよび新株予約権無償 割当てを行わない。</u></p> <p>第7条（単元株式数） 当社の各<u>種類株式の単元株式数は、いずれも 100株とする。</u></p> <p>第8条～第11条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 （条文省略）</p> <p><u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第12条から第14条まで、第16条および第17条 の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項 の規定による種類株主総会の決議にこれを準用 する。</u></p> <p>第18条～第37条 （条文省略）</p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第8条～第11条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>第18条～第37条 （現行どおり）</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年5月30日
定款変更の効力発生日	2019年5月30日

以 上